

議案第75号

佐野市長等の給与及び旅費に関する条例及び佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について

佐野市長等の給与及び旅費に関する条例及び佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和4年12月2日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市長等の給与及び旅費に関する条例及び佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(佐野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 佐野市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年佐野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 佐野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年佐野市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の佐野市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の市長等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の佐野市長等の給与及び旅費に関する条例又は第3条の規定による改正前の佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の市長等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

市長、副市長及び市議会議員の令和4年12月以降に支給する期末手当の支給率を改めるため関係する条例を改正したいので提案するものです。

議案第75号参考資料

佐野市長等の給与及び旅費に関する条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額にその給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額にその給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

佐野市長等の給与及び旅費に関する条例の改正案 新旧対照表

(第2条関係)

第1条による改正後	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額にその給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額にその給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正案 新旧対照表

(第3条関係)

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあっては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあっては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

佐野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正案 新旧対照表

(第4条関係)

第3条による改正後	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあっては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあっては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>